

平成 25 年度第 3 回広島市景観審議会 会議要旨

- 1 開催日時 平成 26 年（2014 年）1 月 29 日（水）10 時～11 時 40 分
- 2 開催場所 広島市役所 本庁舎 14 階 第 7 会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（12 名）
杉本 俊多、藤井 堅、菅原 辰幸、三浦 浩之、森保 洋之、児玉 紀子、川内 焔、
伏見 清香、細見 恵、内田 賢司、中川 圭子、中城 秀典
 - (2) 欠席委員（2 名）
吉田 幸弘、坂本 廣明
- 4 議題
審議事項 広島市景観計画（案）について
報告事項 平和記念公園トイレの建替えについて
- 5 公開・非公開の別 公開
- 6 傍聴者 一般傍聴者 0 名
傍聴者（マスコミ関係） 2 名
- 7 会議資料
資料 1－1 広島市景観計画の策定に係る今後のスケジュール（予定）
資料 1－2 広島市景観計画（案）
資料 1－3 広島市景観計画（素案）に係る市民意見募集及び各区説明会等の結果（報告）
資料 2 平和記念公園トイレの建替えについて

8 発言の要旨

【審議会成立の報告】

【広島市景観計画（案）について】

杉本会長

広島市景観計画（案）について事務局から説明をお願いします。

事務局（都市デザイン担当課長）

（広島市景観計画（案）について説明）

杉本会長

ただいまの説明について御意見、御質問等があればお願いしたい。

中川委員

前回の審議会を欠席した中で申し上げるのは恐縮だが、どうしても気になったことが何点かある。

景観上重要な地域や場所、建物などが景観計画に記載されているが、村野藤吾さんが設計した有名な建物である世界平和記念聖堂に関する記述が何もない。世界平和記念聖堂は、平和記念資料館とともに戦後の重要文化財になっており、世界中の方々の寄付によりできた、宗教的側面を越えた祈りの場であり、広島市の平和の祈り、聖地の建物として非常に価値があるものだと思う。

それから、建物などの色彩・照度については記載されているが、景観照明や照明計画という

ことに関する記述がない。平和記念公園周辺の景観を見るとわかるが、昼間はあまり感じないが、夜になるとラブホテルのサインが見えたりする所がある。景観というものの中で、照明というのは非常に大事なファクターであり、景観計画の中でサインや照明というものについても触れるべきだと思う。

平和大通りのクリスマスのイルミネーションについて、かねがね疑問に思っていたことだが、このイルミネーションがどういう計画でそこにそうした照明がなされているのか、一貫性が感じられない。予算的なこともあると思うが、広島ならではのイルミネーションの計画というものが必要だと思う。

橋のライトアップについても同じことが言える。私の回りの方々からたくさん御意見をいただいたのだが、昨年8月6日のとうろう流しのときに、相生橋が明るくライトアップされ、そのライトアップばかりが目立っていて、とうろう流しの自然な灯りが見えづらくなってしまったことがあった。問い合わせてみると、要望があればライトアップの照度を下げることは可能ということであったが、ライトアップを計画する上でも、平和公園周辺については、慎重に検討する必要がある。原爆ドームの照明も含めて、全体の景観の中で夜の景観というものも頭に入れて計画を立てることが必要だと思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

1点目の世界平和記念聖堂についてだが、中川委員の仰るとおり、この建物は村野藤吾さんのすばらしい作品で、広島の建築の中でも本当に重要な、世界的にも評価の高い作品だということは認識している。

景観法やそれに基づく景観計画の中で、貴重な建造物を保全、活用する仕組みというものが準備されている。172ページの景観重要建造物というものだが、これに指定して、貴重な建造物をきちんと保全し、あるいは活用しながら周辺の景観に配慮していこうというものであるが、法律上のすみ分けがなされており、文化財保護法の重要文化財などについてはこの仕組みが活用できないことになっている。このため、景観計画の例えば地区の基準などの中にこの建築物自体のことを盛り込むことは難しいと考えるが、大変すばらしい建築物であり、広島の価値を高めるものでもあるので、例えば10章の景観づくりを推進する取組の中で、こうした広島の特徴ある建築物の保全・活用を発信していくといった取組を掲げ、民間レベルの取組と連携を図るなどの対応を考えていく必要があると思っている。

2点目の照明のことであるが、特定照明というものを特段に景観計画の届出対象とはしていないが、周辺の建築物や工作物の景観協議の中で、そうしたものを設置するようであればそれを含めて周囲の景観にどのように配慮するのかということ協賛していきたいと考えている。

杉本会長

重要文化財で言うと、例えば、不動院や平和記念資料館はその建物を含む周辺地区が景観計画の重点地区のエリアとなっており、景観保全に向けての対応方針が用意されているが、世界平和記念聖堂についてはそうしたエリアの指定がなく、どのように景観を保全していくのかという問題は確かにあるが、個別に対応していただけるものと思う。

もう一つの夜間照明についてであるが、最近ではイベントなどにおいて、プロジェクションマッピングなど情報技術を使ったり、様々なテクニックを使っているものが出てきており、ライトアップのイベントにしても、その時々企画者というか、ディレクターの企画内容によるところがあり、この計画の中で規定していくというのはなかなか難しく、個別に対応することになると思う。

中川委員

景観の中に照明というものもありますよ、景観照明というものも景観の中の一部ですよということを記述すべきだと思う。広島市も夜間照明、景観照明のことをきちんと考えているという記述が一行でもあれば、市民の意識も違ってくると思う。そういうことにも意識は向けていますよというアプローチが要ると思う。

事務局（都市計画担当部長）

世界平和記念聖堂の件については、景観上重要な文化財について全く触れないというのも確かにどうかと思うし、また、景観特性の中にもそうした文化財というものの存在があるので、どういう形で取り組めるかわからないが、何らかの形で盛り込みたいと思っている。

夜間照明については、まだ景観というものの中での熟度というか、方向性というか、あるいはそれを踏まえた対応方針というものの熟度が上がってきていないので、今後の施策展開を進める上での課題と捉え、どういう形で盛り込めるのか検討させていただきたい。

三浦委員

私が関わっている別件で、どのように理解したらよいのかという問題があって、皆さんから御意見をいただきたい。

11ページに出てくる、いわゆる軸線の話だが、この写真では原爆ドームを望む南北軸がずっと北まで伸びていて、広島市の都市づくりの基軸として次世代に引き継ぐべき大切な存在と書かれている。それを具体的にどう展開するのかという部分で、45ページの景観形成の方針では、C地区（原爆ドームの北側の部分）については、南北軸の延長線上からの眺望に配慮しますと書かれている。私が関わっているサッカースタジアムの件で、この部分の跡地も含めての検討がなされているが、そのときにこの景観軸というものをどの程度配慮すべきかということに関して、検討協議会でも議論になっている。まちづくりの方針の中でどこまで力を持っている考え方なのか、軸線にぶつかるような形で建造物、スタジアム等がつくられても構わないのか、具体的な話になってくるが、その辺りをどのような理解すればよいのか、考えをお聞きしたい。

事務局（都市デザイン担当課長）

まず、これまでの取組や経緯について御説明させていただく。

原爆ドームの周辺については、原爆ドームが世界遺産に登録される際に、そのバッファーズーンの景観を保全するために個別の要綱をつくって景観協議を進めている。その後、平成18年に原爆ドームのちょうど東側の街区で高さが45メートルのマンションが建って、景観について議論になった。そのときに現在のバッファーズーン、先生が仰った旧球場の跡地部分も含めて、要綱で高さ基準を設けて、その後その基準によって景観協議をしてきている。

平成20年に景観計画の策定を検討した際に、重点地区ごとに順次つくっていかうということで、まず原爆ドーム周辺の景観計画を作ることとし、要綱で設けていた高さ基準を入れた計画を策定することでスタートしたが、地元説明会で多くの反対が出て、その景観計画の白紙撤回を求める請願が議会で採択される状況になり、その後の検討の中で景観計画の策定方針の見直しを行うこととした。

見直しのポイントは、地区ごとに景観計画をつくるのではなく、市域全域の計画とし、その中で重点地区を設けることとし、また、高さについては法的位置付けのある景観計画には具体的な基準は盛り込まないが、これまでやってきた要綱に基づき、引き続き事業者の方や市民の方に御理解、御協力を求めることとした。

その考え方にに基づき、今回まとめた計画の中には、具体的な基準は入っていない。ただし、

将来的なビジョンを示す計画であるので、その基本的な考え方は記述する必要があるということで、原爆ドーム周辺やその背景になる地区については、軸線の重要性を示しながら、景観形成方針の中でその眺望に配慮するということを記載している。

今後その眺望に影響を与える建物の計画が具体的に出てきた場合には、この景観計画に基づく基本的な考え方とあわせて、要綱に基づく高さ基準により協力をお願いしていくことになると思う。

杉本会長

昨年は丹下健三先生の生誕100年ということで全国でイベントがあり私も関係していて、丹下先生が戦後すぐの被爆直後の廃墟の風景の中で、広島という都市をどうデザインしようとしていたのかということ調べた中で改めて感じたのだが、丹下先生は広島のランドデザインというものを非常に強くイメージしていて、それがいろいろな事情で段々と縮小されてきてはいるが、それでもやはり今の広島の都市の底流に生きてるように思う。

そういう意味では、丹下先生が何をランドデザインしたのかということをもう少し触れておいた方がよかったのかなと感じる。この軸線は、基本的には平和公園の東西軸をメインとして、それに直交して原爆ドームの軸になるこの南北軸を見出したように、都市全体を毛利の時代から始まる直交の縦軸、横軸、いわゆる格子状のグリッドプランというものをランドデザインとして強く提唱し、それがベースになっているように思う。

この軸線上に建物などを設計するとき、スタジアムをつくるにしてもそうだが、実際に設計するときにはいろいろなことが起こると思うが、設計者、デザイナーのデザイン上のテクニックによりある程度この軸線をうまく生かしていくことになると思う。

そういう意味で、この軸線というのは基本的には今、まちのグリッドプラン軸の南北軸と一致しているとか、広島市のデルタ全体で、ある種の大きな意味を持った軸だと個人的には思う。

森保委員

この軸線を大事にするとして、それを大事にするにはどうしたらいいか、どこまで課すことができるのかということには確かに書かれていない。軸を大事にするということは建物や道路の軸ということだけではなくて、私は心というか、平和というか、そういう軸線でもあると思う。軸をどのようにして大事にするかというのはこれからの議論であり、そのクライテリア(規範、判断基準)を今この景観審議会を持っているかというところではなく、三浦先生が関わっている議論の中でも大いに軸線のことを考え、1つのクライテリアのようなものを御検討いただき、それがまたここにフィードバックされるといったやりとりをしながら、深まっていけばと思う。これからの議論に委ね、その結果がこの景観計画に先々は溶け込んでいくかもしれないということではないかと思う。私も普段、非常に大事な軸線だと位置付けており、大事にしていることなので、一言付け加えさせていただいた。

藤井委員

地上に建つ建物の景観を主に議論されているが、橋りょうも軸線の一部になり得るし、それをどのように扱うのかという問題もある。景観というのはある視点場があってどこかを見て、それがどう映るかということだと思うが、橋りょうを渡るだけの目で見るのか、それとも側面から眺めるのか、そうしたことも重要だと思う。

原爆ドームや被爆建物については、この計画の中でかなり記述されているが、被爆した橋りょうというものもある。市政の方針として、猿猴橋、京橋、栄橋といった老朽化した橋りょうを今後どう扱っていくのかということも気になっている。京橋はかなり傷んでおり、このまま放

っておけば落橋するおそれが高いと思う。これを残すのか、あるいは架け替えてしまうのか、残すとしたらどういうふうに残すのか、景観上のモニュメントとして残すのかといったことについて、その辺りの記述がどこかにあるといいなとも思う。

届出対象である工作物の中に橋りょうが出てくるが、その対応策というか、形態意匠の基準が各地区ともみな同じ表現になっている。地区ごとに、その場所に対応した文言に変えていただければと思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

被爆橋りょうなどの保全に今後どういうふうに取り組むのか、あるいは、残すとすれば景観上どのように配慮していくのかということについてだが、先ほどもお話ししたように景観法の仕組みとして景観重要建造物の指定というのがあるが、その仕組みの中に橋りょうも入ってくるものと考えている。東京あたりだと、かなり歴史の古い橋りょうがあって、景観重要建造物に位置付けて保全していくという取組もなされているので、こうした仕組みの活用を含めて検討していきたいと思う。

橋りょうの形態意匠の基準の表現についてだが、それぞれの場所ごとに視点場があり、見え方が違ったりして、それぞれに求められるデザインというものは違ってくるということを確認しながら、景観協議の中で個別に協議していくこととしているが、御指摘のように「周辺景観との調和を図る」という表現だけではざっくりし過ぎているという面は確かにあるので、協議をする上での視点など、検討して表現を工夫したい。

藤井委員

橋りょうの新設や修繕などは公共がするものなので、民間がするものと違って、逆に扱いやすい、やりやすいという面があると思うので、市政の中できちんと取り組んでいただけたらと思う。

細見委員

先ほどの三浦先生の御質問に関して、1つだけ意見を言わせていただきたい。軸線に配慮するという思想的な考え方というのはもちろん重要であるが、今、三浦先生が直面しておられるのは、原爆ドームを背景とした景観の中で近接位置につくる建築物や建造物をどう扱ったらいのかということであり、景観の観点からの意見で具体的に話せることがあれば、それを力強くバックアップする材料にできるということだと思う。シンポジウムなどでも視点場ということを強調された話があったが、特に平和公園で大事なのは視点場だと思う。軸線を背にその視点場に立ったときに、どういう背景になって、どういう景観が生じるのか、そのことについて周辺に建造物を建てる場合には十分な検討が必要だという考え方というか、意見をどこかに表現できれば、その指針になるというか、よりどころになるのではないかと思う。

伏見委員

ビジョン編の14ページで、バス、電車のラッピング審査におけるデザインの変更の絵が出ている。例えば121ページの規制・誘導のイメージでは、何をポイントとしてどう変えたのかの説明書きがされているように、ここでも具体的に何をどうよくしたのかという説明書きを加えないと、多分これを見ただけでは一般の方たちはわからないと思う。

もう一点、デザインの視点から言うと、ビジョン編と推進編で紫とベージュに色分けしてあるが、紫のビジョン編はしっかり見えるが、大部分を占めている推進編のベージュの色がわかりにくいので、明度差をつけてもらいたい。また、ページの一番上のバーに「推進編」とだけ記載されているが、例えば、推進編をもう少し左に寄せて、「6章 建築物・工作物等の届出制

度」とか、目次のタイトルをこのバーの中に入れると、大変見やすく直感的に読みやすい本になると思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

14ページのラッピングのバスや電車の絵については、どういう考え方に基づいてこのようにデザインを誘導していったのかというポイントを書き込みたいと思う。

ビジョン編と推進編の色使いについては、これから最終的な形にしていく中で、御指摘のあったタイトルの挿入も含めて検討したい。

森保委員

会議資料をもらって急いでメモをつくり、杉本先生と事務局に渡しているが、細かいことを含めて大きく3点ほど述べたい。

まず、資料1-3の市民意見の募集結果で、4の「意見等への対応について」の「イ 計画素案を修正するもの」が2件となっているが、そのうちの一つは右表の⑦に出ているが、もう一つの意見が何であったのかを教えてください。この資料を今後も使うのであれば、それも加えておいた方がよいと思う。それと細かいことであるが、計画の目次と本文との対応で、7カ所ほど文字の誤りや抜け、ページのずれがある。

2番目は、本文の2ページの下に、私や他の委員の方も要望されて、この計画の上位、下位の計画についての図が入っている。景観条例を受けて景観審議会ができて、景観形成基本計画をつくって、その景観形成基本計画で具体的な枠組みを示して、それが基になってこの景観計画ができていくという道筋だと思うが、景観法の下景観条例のところの「計画策定の意思表示」という表現だけでは一般の方にはこの道筋がよくわからないと思う。景観条例を受けて景観形成基本計画をつくって、その枠組みのもとに検討して景観計画をつくるということであり、そのところがわかるようにする必要があると思う。この審議会でも結構な時間を割いて検討した経緯もあるし、景観条例にはほとんど枠組みは書いておらず、その枠組みをつくったのは景観形成基本計画なのだから、それについて少し触れておいた方がいいと思う。景観形成基本計画だけを抜き出して強調することはないが、景観形成基本計画は景観計画に溶け込み、包含されたと理解していいと思う。

3番目だが、私は当審議会でも、景観法と都市計画法の関係、その関わりを明解にすることを期待したいとこれまでも言ってきた。資料1-1の策定スケジュールを見ると、この度の景観審議会の後に都市計画審議会でも意見聴取するようになっており、それはつまりマスタープランとの整合を図るということだと思う。都市計画法がものづくり、フィジカルなもので、景観法はフィジカルだけでなくソーシャルであるとか、いろんな要素が入ってくるものだと思う。景観審議会から都市計画審議会へという道筋だけでなく、都市計画審議会から景観審議会に諮問することがあってもいいと思う。そういうことがあって初めて、景観法が都市計画の全体の中に位置付けられてくると思う。景観審議会の意味を明解にすることからすれば、都市計画法や都市計画審議会の守備範囲を越え景観審議会の守備範囲であるものは、都市計画審議会から諮問していただくというやりとりがあつて初めて、景観審議会の存在の意味が明解になるとかねがね考えているので、景観法の意味と本市の景観計画の明解な位置付け、そして組織を含めた関わり、関係づくりというものを改めて期待したい。

事務局（都市デザイン担当課長）

まず、2番目に御指摘のあった景観形成基本計画と景観計画の関係をご説明させていただく。平成18年に策定した景観条例の中で本市の景観を総合的に推進するための基本計画をつくる

ことが盛り込まれ、その位置付けでつくられたのが景観形成基本計画である。これをつくった当時の考え方では、景観形成基本計画の中で位置づけられた重点地区について、順次、景観計画を定めていくという方針にしている、その中にはこの度の景観計画の重点地区の方針や基準の内容も含まれている。

策定方針を見直して市域全域を対象とした景観計画にすることとしたが、景観形成基本計画に含まれていたビジョン的な部分や個別の地区の方針的な部分はどうしても重なり合うところがあり、全体として非常に両者の役割分担や位置づけが不明確になってしまうところがあった。このため、景観形成基本計画で整理した内容はこの度の景観計画の中に取り込み、景観形成基本計画自体は廃止して、この景観計画に昇華させるという位置付けにさせていただいた。

2ページの全体の位置付けの図であるが、これは景観計画が策定される時点の全体の構成ということで、景観形成基本計画はその時点では廃止ということになるので、この図の中には入っていない。ただ、御指摘のように、これまでの経緯や取組があつて現在に至るといふことなので、そうしたところを、例えば、この計画の最後の資料的な部分で全体の経緯を少し丁寧に書くとか、そうした工夫をしたいと考えている。

景観条例のところの「計画策定の意思表示」という部分が非常にわかりにくいという点についてだが、景観条例では、市長は基本計画を策定するとあるが、景観法を直接の拠りどころとする景観計画については策定する場合には景観審議会で審議するという手続だけが書かれており、私どもの中で、その辺の位置付けを明確にすべきではないかという議論があつた。景観形成基本計画の廃止に合わせて、条例の中で景観計画を定めて市として規制・誘導していく、景観形成を図っていくという意思をきちんと示すべきという議論の中で、今の表現としている。確かにこの表現がいきなり出てくるとわかりにくいので、あわせて検討させていただきたいと思う。

1番目のご質問のもう一つの意見についてだが、景観形成上は電線類の地中化を進めるべきだという御意見の中で、重点地区で示している改善イメージ図では電線類が表示されていないので、地中化も合わせて行うのかという御質問があつた。地中化については計画的に路線を選定して実施するという流れがあるので、必ずしもそうではないという答えの中で、その点について誤解を招かないよう、電線類はこのイメージ図からは外していますという注意書きを入れている。

児玉委員

198ページの資料編で「自転車都市づくり」を推進すると書かれているが、広島のみちづくりというものを市民がリアルに感じられるのは、何かが目に見えて変わっていくことにより市がそうした方向性でまちづくりを進めているのだと実感するのだと思う。広島市は自転車で回るのがちょうどよいサイズのまちだと思うが、これについて具体的にどのような方向性で考えているのかをお伺いしたい。

また、景観のための教育を進めたいと本編に書いてあるが、これからまちをつくっていく若い人たちに対して、そうした景観の授業というか、どういう指導を進めていかれるのかが気になった。

それと、推進編の一般地区の例示で並木通りや地藏通りなど中心市街地の写真が出ているが、広島市の中心にあるアリスガーデンについては、過去に事件が起こったり、たまり場になったりして、市としてもっとオープンで清潔なスペースにできないのかと常々感じており、良好な景観形成を図る重点地区には入っていないのか。

また、先ほど中川委員が仰ったが、ドリミネーションなどのプランニングも、市のセンスという文化というか、こうしたイベントのデザインをどう考えるのかという意味で大事なことだと思うが、具体的なことがよくわからないのでお伺いしたい。

事務局（都市デザイン担当課長）

まず、自転車都市づくりについてだが、市長は「ごみ・花・自転車」という言い方をしているが、ごみのないまち、花であふれるまち、自転車で活動できるまちという都市像がある。自転車については道路関係部局の方で検討しているが、例えば、自転車の都市づくりを進める計画の中で、自転車の走行レーンを車道の中に設けるとか、放置自転車対策であるとか、そうしたことの計画を立てて今後やっていくと聞いている。

放置自転車の問題や、走行路線の色が都市によっては真っ青だったり水色で塗ったりするケースがあるなど、景観の面でも関連が深いということもあり、関係部局と連携をとるという意味でここに挙げている。

景観の教育についてだが、これまでも市の施策として出前講座というものがあり、地域や大学などから要請があればそこに出向き、これまでの景観の取組などをお話しすることもをやっており、そうした取組を広げていきながら、また、もっと低学年の小学生などにも全国的には授業の中で景観の話をするといったこともしているようなので、そうした取組も検討していきたいと考えている。

アリスガーデンのことについては、先ほどのドリミネーションの実施も含めて個別の事業ではあるが、市民全体の景観に対する意識とかセンスとか、そうしたことも非常に影響してくると思うので、関係部局とも景観面での連携というものが今後必要になってくるのではないかと考えている。

細見委員

ビジョン編と推進編に分かれていて、推進編の冒頭28ページにはこの推進編についての説明があるが、ビジョン編については説明がなく、構成上のバランスからすると違和感がある。目次の次の景観形成の構成に関する図式をビジョン編の中に入れて、わかりやすくなるのではないかと思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

検討させていただきたい。

杉本会長

景観計画案についての議論は以上ということにさせていただき、他に御意見等があれば個別に事務局に伝えていただきたい。

景観計画については、昨年度に骨子を取りまとめ、その後、素案、案と段階的に審議を重ね、本日の意見等を踏まえて事務局で必要な修正等を加えて取りまとめてもらうことにする。

先ほどのスケジュールの説明でもあったように、今後、都市計画審議会での意見聴取があり、案の縦覧の手続きを経て、その後、最終的な内容の詰めを行うこととしているが、修正については会長に一任とさせていただきたいが、それでよいか。

（異議なし）

それでは、景観計画（案）の内容の修正については会長に一任させていただくということで審議会として了承したということにさせていただく。

【平和記念公園トイレの建替えについて】

杉本会長

次に報告事項ということで、平和記念公園トイレの建替えについて、事務局から報告をお願いします。

事務局（都市計画担当部長）

平和記念公園トイレの建替えについてであるが、本件については昨年2月の当審議会において説明し、委員の皆様から御意見をお伺いしたが、その後、所管課の方で建替えについての基本的な方向を再整理したので、その内容を緑化推進部公園整備課から報告させていただく。

事務局（公園整備課長）

（平和記念公園トイレの建替えについて説明）

杉本会長

私の感想であるが、当初の計画案に比べて基本的な考え方が整理されており、また、丹下事務所の平和公園に対する考え方というものを踏まえて検討したということで、基本的な考え方として大変よくなったと思う。何か御意見等があればお願いしたい。

三浦委員

建物の色は、原爆ドーム周辺エリアにおける色基準の使用可能色の範囲内であると理解してよいのか。景観計画を作っていく中で、これから行政が新規に建てるものなので、このエリアの中ではこうした色合いでやってほしいということを表現することになると思うが、現状が本当にそうなっているのか少し疑問に思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

色の詳細な検討についてはこれからになるが、基本的にはコンクリートの打ちっ放しに近いイメージになるものと思う。

平和記念公園内の色基準については、資料の50ページになるが、基本的に外壁の基調色は青い線で囲った部分になり、無彩色ということになると一番左側の列になるが、低明度のものは不可ということになっているが、この色については基準上は許容されるものだと思う。

三浦委員

基準の中に入っていればよいということではなくて、市の姿勢として本来的に目指しているものがあれば、それを表現した方がいいのではないかと思う。

事務局（都市デザイン担当課長）

この色基準は、まずは極端な色を抑えるという考え方になっていて、基準で許容される色の中でも、平和記念公園内でふさわしい色というものがあると思う。それについては、今後協議していく中でどういう色に仕上げていくのか検討していくことになると思う。

細見委員

デザインの一貫性から言えばひさしが出ないような形のプランになると思うが、イメージパースを見るとひさしが少し出ているように見える。内装はタイルで外壁の列柱はプレキャストコンクリートということになっているが、このトイレは長く使われることになると思うので、ひさしを出す、出さないということについては、デザイン的な一貫性の面もあるがよく検討していただきたいと思う。

森保委員

多目的トイレのことだが、イメージパースの描き方にもよるのだが、この平面図でいくと、上側の方から人が入ってきて、女子又は男子トイレの部分を通り抜けて多目的トイレに行くよ

うになっている。そうしたケースもあると思うし、直接多目的トイレに行くという場合もあると思うので、いろいろなケースを想定して検討されたらと思う。

それともう一点、モデュールモジュールの定義についてだが、説明が正しく書かれていないように思う。これをオープンにするときには正しく説明したものにしてもらいたい。

杉本会長

本日の御意見を参考に今後の設計に生かしていただきたい。

本日予定していた審議事項及び報告事項は以上であるが、事務局の方から何かあればお願いしたい。

事務局（都市計画担当部長）

本日御審議いただいた広島市景観計画の案については、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえ、一部修正を加えて取りまとめ、次は都市計画審議会都市計画審議会で御意見をいただくということにしている。その後、案の縦覧縦覧などの手続を経た上で、次回3月26日に予定している景観審議会景観審議会で最終案を取りまとめ、答申をいただきたいと考えている。

杉本会長

以上で本日の審議を終了する。